

広報

どうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくれます。
- 一、生産に励み豊かな村をつくれます。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め文化の村をつくれます。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくれます。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくれます。

2002 July 7 月号



新緑の清流道志川でアユ釣り解禁

(6月16日) 椿地内

考えてみよう

市町村の合併は どのようにすすめるの

市町村合併問題は、全国各地で議論され、すでに合併を実現する市町村も現れています。一方、国は、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の財政的な措置期限を平成17年3月と定めています。

山梨県も平成12年3月、市町村が検討を行う際の参考や目安となる「山梨県市町村合併推進要綱」を作成しました。道志村では、議会議員や職員などが、それぞれ「研究会」を組織し検討をしています。市町村の合併にはどんなメリット、デメリットがあるのか、合併するかしないかを含めて、どのような形の方向が良いのか、みなさんと一緒に考えてみたいと思います。

そこで、道志村では、〔合併問題住民懇話会〕を設置します。



【合併問題検討住民懇話会】 委員募集

道志村では、【合併問題検討住民懇話会】を設置します。

目的は、市町村合併問題について、地域、団体等あらゆる世代や立場の視点から意見を出し合う中で、今後の道志村のあり方、道志村の将来像を総合的に検討するために設置します。

組織内容は、地域代表者15名で、公募委員が15名です。道志村に在住している方で、男女を問わず、20代を5名、30代を5名、40代を5名募集します。

調査研究内容

- (1) 道志村将来像について
- (2) 合併問題について村民の意向調査の実施と分析
- (3) 合併問題について各種団体の意向調査の実施、分析

これらの、条件について協議するわけですが、地方分権の推進、少子・高齢社会への対応、多様化する住民ニーズや広域的行政課題など行政を取り巻く現況は、日々変わっています。

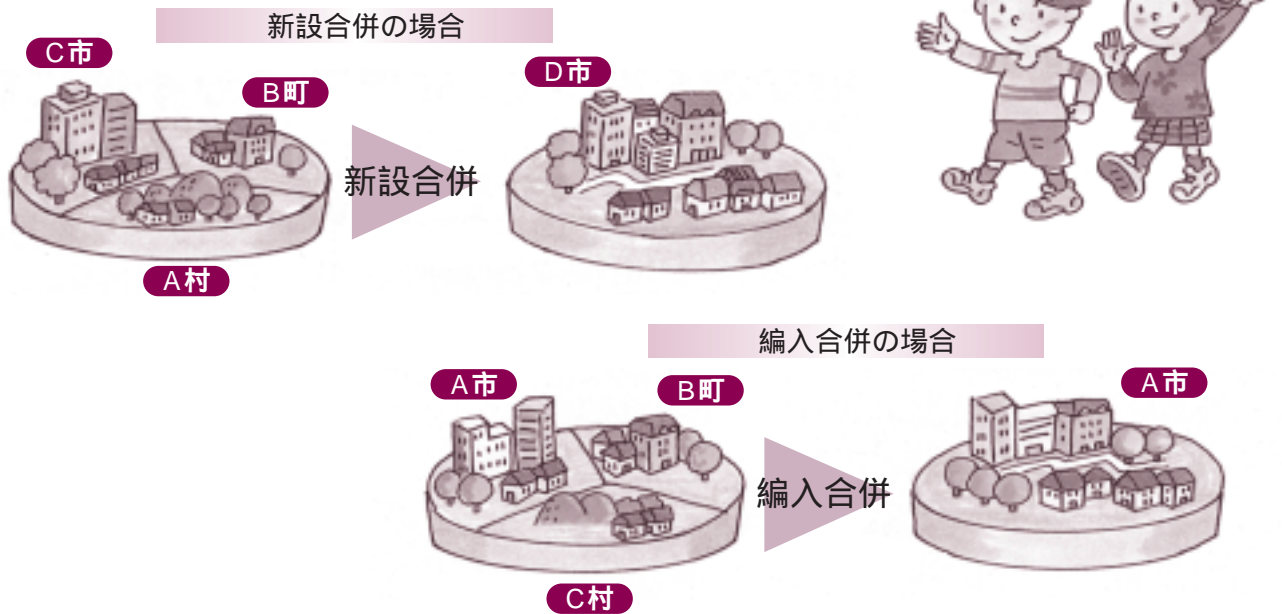
地域ごとの「懇談会」や「アンケート」を通じて住民の意見を行政に反映していくことができると思います。定員になりしだい締め切りますが、これからの道志村を一緒に考えてみませんか。応募をお待ちしています。

お問い合わせ先：道志村役場 企画財政課 担当 佐藤（電話で受付します。）

市町村合併を

市町村合併とは？

「市町村合併」とは、例えばA村とB町とC市がひとつになってD市ができたり（新設合併）、B町とC村がA市に編入されたりすること（編入合併）をいいます。



今なぜ市町村合併？

今、市町村合併が求められる理由としては、国の考え方は次のようなことがあげられます。

【地方分権の推進】

地方分権は、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みです。これを円滑に進めるためには、地方自治体にも行政基盤を強化するための努力が求められています。

【少子・高齢化の進行と人口の減少】

少子・高齢化の進行や、それに伴う人口の減少は、地域の担い手の減少につながり、地域全体の活力低下とともに、福祉等の財政需要の増加や税収の減少など、財政の悪化も見込まれます。特に、小規模で財政力の弱い市町村にとっては、これから深刻な問題になっています。

【多様化する住民ニーズ】

住民ニーズの多様化や介護保険、環境対策、生涯学習、情報化などの新たな課題に対応するため、市町村には財政基盤の強化や専門職の育成・確保が求められています。

【広がる住民の生活圏】

交通・情報通信手段の発達や経済活動の活発化に伴って、通勤・通学や買い物、医療など、住民の日常生活の行動範囲は、現在の市町村の区域を越えて、ますます拡大しています。

【効率性の向上】

一段と厳しい財政状況にあるなかで、より効果的な行政運営が求められています。

専決処分、条例の一部改正など承認

平成十四年五月三十一日臨時議会が開催されました。議案の内容については、それぞれ慎重審議の結果いずれも原案どおり可決承認されました。

議決された案件は、次のとおりです。

- 一、報告第一号 専決処分の報告について（平成十三年度道志村一般会計補正予算（第六回））
- 二、報告第二号 専決処分の報告について（平成十三年度道志村観光施設等事業特別会計補正予算（第三回））
- 三、報告第三号 専決処分の報告について（道志村税条例の一部を改正する条例）
- 四、報告第四号 専決処分の報告について（山梨県町村総合事務組合規約の一部改正について）
- 五、議案第二十七号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 六、議案第二十八号 道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 七、議案第二十九号 政治倫理の確立のための道志村長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 八、議案第三十号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

また議会構成が変わり、議長に村田充且氏、副議長に池谷寿雄氏が選出されました。

道志村議会役員名簿

（平成14年5月31日）

| 役職名 | 氏名 |
|-------------------|-------|
| 議長 | 村田 充且 |
| 副議長 | 池谷 寿雄 |
| 総務常任委員長 | 佐藤 京行 |
| “ 副委員長 | 村田 博 |
| “ 委員 | 長田 公明 |
| “ 委員 | 村田 充且 |
| 経済建設常任委員長 | 渡辺 義昭 |
| “ 副委員長 | 山口 一昭 |
| “ 委員 | 山口 輝 |
| “ 委員 | 水越 三夫 |
| 文教厚生常任委員長 | 山口 吉春 |
| “ 副委員長 | 佐藤 正明 |
| “ 委員 | 水越 栄治 |
| “ 委員 | 池谷 寿雄 |
| 議会運営委員長 | 水越 三夫 |
| “ 副委員長 | 佐藤 京行 |
| “ 委員 | 渡辺 義昭 |
| “ 委員 | 山口 吉春 |
| 監査委員 | 佐藤 正明 |
| 国民健康保険 運営協議会委員 | 山口 吉春 |
| “ | 山口 輝 |
| “ | 水越 栄治 |
| 消防委員 | 山口 一昭 |
| “ | 村田 充且 |
| “ | 佐藤 京行 |
| 東部広域連合議員 | 水越 栄治 |
| 上下水道委員 | |
| “（長又・白井平） | 水越 三夫 |
| “（板橋・善乃木） | 長田 公明 |
| “（神地・川原畑） | 水越 栄治 |
| “（和出村） | 山口 輝 |
| “（長幡東） | 佐藤 正明 |
| “（大室指・月夜野） | 村田 充且 |
| 観光施設等運営委員 | 水越 栄治 |
| “ | 水越 三夫 |
| “ | 佐藤 正明 |

就任の挨拶



村議会議長 村田 充且

初夏の候 村民の皆様には益々ご健勝のことと心からお慶び申し上げます。

この度 五月臨時議会において議員各位のご推挙により不肖私が道志村議会議長の要職に就任させて頂くことになりました。

誠に身に余る光栄に存じますと同時に、責任の重大さを痛感しておる次第であります。

もとより浅学非才な私ではありますが、公正且つ円満な議会運営

を図り全力で職務を遂行する所存でございます。

村を取り巻く情勢は日を追う毎に厳しさを増してまいります。行財政対策、少子高齢化対策、高度情報通信、環境対策等々の計りきれない諸問題があります。

二十八キ口に及ぶ本村におきましては、景気低迷の中で地域住民が豊かで活力ある生活が営めるように、社会の変動を見ながら適切な政策が必要だと思えます。又、住民不在ではあつてはならないと考えております。今後は市町村合併が当面の課題かと思えます。村民一人一人の声を拝聴しながら村の発展に微力ではありますが懸命に努力しますので、どうか一層のご指導ご協力をお願い申し上げます。任の挨拶といたします。

六月定例議会

一般会計及び特別会計補正予算など可決

平成十四年六月定例村議会は、十七日招集され、会期を十九日までの三日間と決め開会されました。

議案の内容については、慎重審議の結果いずれも原案どおり可決承認されました。

議決された案件は次のとおりです。

- 一、報告第五号 平成十三年度道志村一般会計予算繰越明許費繰越計算書
- 二、報告第六号 平成十三年度道志村観光施設等事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書
- 三、議案第三十一号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 四、議案第三十二号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
- 五、議案第三十三号 道志村公共施設整備等事業基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 六、議案第三十四号 道志川溪流フィッシングセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 七、議案第三十五号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 八、議案第三十六号 平成十四年度道志村一般会計補正予算（第一回）
- 九、議案第三十七号 平成十四年度道志村老人医療費特別会計補正予算（第一回）
- 十、議案第三十八号 平成十四年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第一回）
- 十一、議案第三十九号 山梨県東部広域連合の規約変更に関する協議について
- 十二、議案第四十号 工事請負契約の変更について（道志村温泉掘削工事）
- 十三、請願第一号 夫婦別姓制導入反対に関する意見書の提出を求める請願
- 十四、請願第二号 道志村会議規則の一部を改正する規則
- 十五、請願第三号 「夫婦別氏（姓）」制の導入に反対する意見書
- 十六、請願第四号 道路財源の確保に関する意見書

五月の臨時議会のなかにおいての主な改正と要点は、次のとおりです。

- 一、地方税法等の改正により、市町村民税の課税限度額の引き上げ、及び株式譲渡や特別土地保有税等の徴収猶予期間の延長。
- 二、学校医等の公務災害補償を共同して処理する。
- 三、水道委員及び下水道委員を統合し「上下水道委員」に名称を変更。
- 四、小学校就学前の子の看護のための休暇が新設された。
- 五、国会議員の政治倫理の確立に対する改正、及び商法等の改正により「株式額面等を」「株数」に改める。

六月の定例議会のなかにおいての主な改正と要点は、次のとおりです。

- 一、特別職（村長・助役・収入役）の給与の改正。
- 二、三役の給料月額を平均五パーセントの減額を行なった。
- 三、職員給与条例の改正。
- 四、管理職手当を二パーセントの減額を行なった。
- 五、基金条例の制定。
- 六、総合会館建設基金を廃止して公共施設整備等整備基金を制定。
- 七、フィッシングセンター条例の一部改正。
- 八、観光農園前のフィッシングセンターのエリアを七〇メートルとした。
- 九、手数料徴収条例の改正。
- 十、地方税法の改正により固定資産課税台帳の閲覧及び課税台帳記載事項証明が必要になったことによる改正、閲覧・証明は三〇〇円ですが施行は、十五年四月です。
- 十一、議会の会議規則の改正。
- 十二、地方自治法の改正により、議員の派遣について議会の決議によって派遣することになったための会議規則の改正。
- 十三、東部広域連合規約の変更協議。
- 十四、情報公開及び個人情報保護条例にかかる審査会を連合で行なうため連合規約を変更するための協議案件。

村内一斉清掃と消毒 御苦労さまでした



自治会の方々による清掃作業



消防団員によるハエや蚊の予防のため消毒作業

社会教育委員と文化財審議委員が委嘱されました

社会教育委員と文化財審議委員の任期満了に伴い、新たに各十名が、六月一日付けで教育委員会から委嘱されました。

社会教育委員は次のとおりです。

久保 佐藤 智秀
久保 中野 祐子
長幡 佐藤 友文(委員長)
長幡 佐藤 亨子(副委員長)
川原畑 佐藤 勇人
川原畑 佐藤 ひづる
神地 山口のり子
神地 佐藤 政三
善之木 加藤もと子
善之木 池谷 満元

文化財審議委員は次のとおりです。

月夜野 井沢 晴男
久保 山口 智章
榑 佐藤 誠
竹之本 佐藤 和夫(会長)
谷相 佐藤 昭
釜の前 佐藤 博好(副会長)
東神地 山口 大八
東神地 山口 一成
善之木 杉本 賢造
長又 池谷 武文

平成十三年度無事故無違反運動により 道志村役場、優秀賞を受ける

平成十三年度、山梨県交通安全モデル事業所として、道志村役場が無事故無違反運動を積極的に推進し交通安全対策事故防止につとめてまいりました。その功績によりこの度山梨県警察本部長、ならびに社山梨県安全運転管理者協議会会長より優良賞の表彰を受けました。今後この賞を契機に交通安全事故防止に職員一人ひとりが積極的にとり組んでまいります。



道志村役場 優良賞

7月は「青少年の非行問題に 取り組む強調月間」です

本強調月間は、内閣が主唱して全国一斉に行われている行事です。本村でも青少年総合対策本部が中心となり関係諸機関、団体等が、青少年の非行に対する共通の理解と認識を深め、青少年の規範意識の醸成及び社会環境の浄化を図ることをはじめとした諸施策及び諸活動を有機的な連携の下に集中的に実施し、青少年の非行防止を図ることといたします。村民の皆さんのご理解とご協力をお願い致します。

期間

平成十四年七月一日～
七月三十一日までの一ヶ月間

参加

青少年総合対策本部
青少年育成道志村民会議
道志村社会教育委員
道志村更正保護婦人会

